

保護者様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

ち ゆ 治 癒 報 告 書

長野県小海高等学校長様

年 組 番

生徒氏名

① インフルエンザと診断された医療機関名	
② 診断された日	月 日
③ 発熱があった翌日から数えて5日間を経過しましたか。	はい (確認して○)
④ 热が平熱に下がってから2日以上たちましたか。	はい (確認して○)
⑤ 激しい咳などの症状が無くなりましたか。	はい (確認して○)
⑥ 学校を欠席した期間	月 日 ~ 月 日
⑦ その他医師から指示があれば医師の指示を優先します。	

上記のとおり、インフルエンザが治癒したことを報告します。

月 日

保護者氏名